

新旧対照表

(件名) 鳥羽市契約規則 (平成26年規則第1号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(最低制限価格の作成)</p> <p>第8条 市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第1項の規定の例により予定価格の<u>10分の7.5</u>以上の範囲でこれを定め、同条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(最低制限価格の作成)</p> <p>第8条 市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第1項の規定の例により予定価格の<u>10分の7</u>以上の範囲でこれを定め、同条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>